

## 第1章

### (名称)

第1条 この協会は、一般社団法人ご当地キャラクター協会（以下、協会）という。

- 2 2009年2月3日 設立
- 2010年7月5日 一般社団法人 登記
- 2012年6月1日 名称変更

### (事務所)

第2条 この協会は、本部事務所を滋賀県彦根市大藪町 2038 番地に置く。

### (目的)

第3条 この協会は、ご当地キャラクターを通じて、地域の活性と地域間交流を目的とする。

### (事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、ご当地キャラクターを利用したイベントの開催および同種のイベントをおこなう団体の運営、または活動に関する連絡、助言または援助の活動をおこなう。

- 2 事業年度は4月～翌年3月とする。

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を実施または協力する。

- (1) ご当地キャラクターイベントの実施事業
- (2) 活動を行う会員、個人および団体の支援ならびにネットワーク化事業
- (3) ご当地キャラクターが活動できる企画等の情報発信事業
- (3) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この協会の会員は、次の通りとする。

- (1) 会員 この協会の目的に賛同し、協会の規定に準じて登録したご当地キャラクターを所有または管理する団体
- (2) 協力会員 (1) キャラクターやキグルミに関わって商いをしている企業  
(2) この協会の事業を協力・援助するため登録した団体
- (3) 地域企業キャラ会員 キャラクターを企業の象徴としている、もしくは、キャラクターを用いてその企業や商品等のPRを目的とした活動をしている団体

### (入会および継続)

第7条 会員の入会については、当協会の趣旨に賛同し、共存共栄の意識に基づき行動できる者とする。

- 2 会員の登録は、登録年度の年度会員登録料の納入を以って完了とする。
- 3 協会は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付したメールにて申

込者にその旨を通知しなければならない。

4 前第3項の場合のみ、申込時に納入済みの年度会員登録料は返金しなければならない。

5 次年度への継続の意思は会費の入金をもって、また退会の意思は当該年度内3月末日までに文書やメール、または電話等で通知することとする。

(年度会員登録料)

第8条 会員は、協会が定める年度会員登録料を納入しなければならない。

4 次年度の年度会員登録料は年度末の3月末日までに納入する事とする。

5 この協会の年度会員登録料は、次に掲げる額とする。

【会員】 6,000円/1年間 【協力会員】 20,000円/1年間

【地域企業キャラ会員】 30,000円/1年間

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の5のように退会の意思を示したとき。
- (2) 管理キャラクターの使用が不可能になったとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 当該年度の3月末日までに年度会員登録料を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の意思を示したとき、任意に退会することができる。

2 退会までに納付された年度会員登録料は、【¥500/1か月】として計算し残っている月数に応じて返還を求めることができる。なお、退会の意思を示した月は含まないものとする。

第3章 役員

(種別および定数)

第11条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、20人以内
- (2) 理事のうち、1人を理事長、1人を会計、1人を監事とする。

(選任等)

第12条 理事長、会計および監事は、理事の互選とする。

(職務)

第13条 理事長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は理事会を構成し、この規約の定めおよび理事会の議決に基づいて、この協会の業務を執行する。

3 会計は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この協会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況またはこの協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第14条 役員は、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第16条 理事会は、この規約で定めるもののほか、協会の業務に関する事項を議決する。

(開催)

第17条 理事会は、次掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第21条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 資産と会計

(資産の管理)

第23条 この協会の資産は、理事会で管理する。

(その他)

第24条 その他、規約にない事項は理事会で定める。

2009年2月3日制定

2010年8月11日改定

2012年6月1日改定

2013年8月10日改定

2015年10月31日改定

2016年3月31日改定

2016年10月31日改定

2018年8月27日改定